

「いのちの講演会」を開催します

問合せ先 生涯学習課社会教育係
☎ 内線 340

【日時】12月7日(日)

【開場】午後1時 《開会》午後1時30分
【会場】文化会館ゆめホール

【内容】

《講演》田尻 有貴子先生
医療法人聖粒会慈恵病院(熊本市)相談役
《演題》
『このとりのゆりかご』
『このとりの幸せのために』

【入場料】無料

【同時開催】

・平戸人権擁護委員
協議会主催
松浦市・平戸市内
中学生の「人権作文」発表
・松浦市・平戸市内小学校による「人権
の花」取組パネル展



移動図書館車の日曜日運行

問合せ先 松浦市立図書館
☎ 0956-72-4677

図書館運営のサービス向上を目的として、次の通り毎月1回、日曜日にも運行しますので、ぜひご利用ください。

●福島地区(海の駅ほか3カ所)

【日時】

11月9日(日) 午前10時～午後2時20分

●鷹島地区(鷹島公民館ほか4カ所)

【日時】

11月30日(日) 午前10時30分～午後2時

※詳細は各公民館だより・図書館ホームページをご覧ください。

第2回松浦市教育相談会

問合せ先 学校教育課学事研修体育保健係
☎ 内線 342

子どもの友人関係、学習の状況や進路のこと、不登校や登校しぶり、発達に関する悩みなど、子育ての困り事やさまざまな心配事について、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが相談に応じます。お気軽にご相談ください。

【開催日時】

12月1日(月)～3日(水)
午後1時～4時

【会場】

勤労青少年ホーム(学校適応指導教室)
※松浦スポーツセンター1階

【対象者】

市内児童生徒の保護者

【相談方法】

個人面談、電話相談

平成26年度松浦市戦没者追悼式

問合せ先 福祉事務所福祉総務係
☎ 内線 153

祖国平和の礎となり、尊い犠牲となられた戦没者の方々のご冥福を祈り御霊を慰めるため、戦没者追悼式を執り行います。

ご遺族をはじめ、市民の皆さまのご参加をお願いします。

【日時】

11月14日(金) 午前10時開式

【場所】

文化会館ゆめホール
※当日、午前10時4分にサイレンを1分間吹鳴します。黙とうをささげ、平和への誓いを新たにしましょう。

あなたの夢を応援します！

～創業連携支援窓口を開設しました～

○問合せ先 商工観光課商工振興係 ☎ 内線 212

自分の夢を小さくはじめて大きく育てる

自分スタイル創業をはじめよう！



松浦市は、豊富な地域資源を活かした創業や第二創業など、新たな事業をはじめたいと考えている人を対象に、商工会議所や商工会、金融機関と連携して、創業のためのノウハウを習得できる支援事業を行います。

※この支援事業は産業競争力強化法に基づく松浦市における「創業支援事業計画」が、国の認定を受けたもので、平成26年度から平成30年度まで実施します。本市における新たな創業をサポートし、産業の拡大を目指すものです。

《松浦市創業連携支援事業者》

◆トータルサポート

松浦市役所商工観光課
☎ 0956-72-1111 (内線 212)

◆経営サポート

松浦商工会議所(松浦地区)
☎ 0956-72-2151
松浦市福鷹商工会(福鷹地区)
☎ 0955-47-2152(福島)
☎ 0955-48-2117(鷹島)

◆金融サポート

親和銀行 ☎ 0956-72-0131(松浦支店)
十八銀行 ☎ 0956-72-4118(松浦支店)
佐賀銀行 ☎ 0956-74-0211(今福支店)

※連携支援事業者が二人三脚で創業までサポートします。お気軽にお問い合わせください。



あなたの健康お手伝いします

食べ物で冷え性対策をしましょう

○問合せ先 健康ほけん課健康推進係 ☎内線 166

冬場に近づき、気温の低下につれて体の「冷え」を感じている人も多いのではないのでしょうか？体温が1℃下がると体の免疫力は30%程度下がるとも言われています。体を外から温めるだけではなく、食べ物の働きを利用することで体の中から温めることも大切です。

毎日の食事を少しだけ見直し、食材をプラスすることで冷え性を解消しましょう。

《体を温める食材》

●根菜類、野菜類：生姜、ごぼう、蓮根、人参、大根、ねぎ、にら、唐辛子、にんにく、かぼちゃ、玉ねぎなど・・・体温を上げ、血行をよくする働きがあります。香辛料は胃腸が弱っている時には控えましょう。

●たんぱく質：肉、魚、大豆製品

・・・体内で分解される際に熱を多く発生させるとともに、体温調節や自律神経の働きを正常に保ちます。但し、たんぱく質の摂り過ぎは生活習慣病にもつながるため、適量を摂取するようにしましょう。

～毎日の料理に加えるおすすめ調味料～

【生姜と玉ねぎのおろしだれ】

《材料》

生姜・・・30g
玉ねぎ・・・中1個
レモン汁・・・大さじ1
塩・・・小さじ1
砂糖・・・小さじ1
ごま油・・・小さじ2



- ① 生姜と玉ねぎはすりおろす。
- ② ①と残りの材料をよく混ぜ合わせる。

☆容器に入れて冷蔵庫で保存すれば4～5日使用できます。

☆1人分大さじ1杯を目安に使いましょう。



消費生活センターだより

○問合せ先 松浦市消費生活センター ☎0956-72-1861

貴金属などの強引な訪問買い取りに気をつけましょう！

近年、「自宅に突然押しかけてきた業者に、貴金属などを強引に安値で買い取られた…」といったトラブルが急増していることから、「訪問買い取り」が特定商取引法の改正により新たな規制対象となりました。改正のポイントをしっかり理解して、悪質な訪問買い取り（押し買い）の被害に遭わないようにしましょう。

【ポイント1】 買い取り業者に対する規制

・飛び込み勧誘が禁止されました！

消費者から頼まれてもいないのに家を訪ねて買い取りの勧誘をすることが禁止されました。下記のような勧誘も禁止されています。

☆問い合わせや見積もり・資料の請求をしただけの消費者を訪問して勧誘する。

☆洋服・着物・古銭・切手などの買い取りで訪問したのに、貴金属を買い取ろうとするなど、違う種類の品物の買い取りを勧誘する。

・契約書面を渡すことが義務付けられました！

買い取り業者は、連絡先、買い取る品物の詳細、クーリング・オフ制度などについて記載された書面（契約書面）を売主（消費者）に渡すことが義務付けられました。

【ポイント2】 クーリング・オフ制度の導入

・8日間以内なら無条件で解約できるようになりました！

☆これまで、訪問買い取りは、クーリング・オフの対象ではなかったため、トラブルが多発していました。法の改正により原則として全商品がクーリング・オフの対象となりました。また、契約書面を受け取っていない、契約書面の記載内容に不備がある場合は、8日間を過ぎてもクーリング・オフができます。

・クーリング・オフ期間中は、品物を渡さなくてもかまいません！

☆いったん業者の手に渡ってしまうと、すぐに転売されたり、溶かされてしまったりして品物を取り戻せない可能性があります。そこで、クーリング・オフ期間中は、品物を取引と同時に引き渡したりしないで、手元に置いておくことができるようになりました。また、業者は品物の引き渡しを受ける際、消費者に対し、引き渡しを拒絶する権利があることを告げなければなりません。

※おかしいなと思ったときは、消費生活センターへご相談ください。